西尾市審議会等の会議の公開に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、審議会等の会議を公開し、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、審議会等の運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進を図るため、必要な事項を定めるものとする。 (対象となる審議会等)

第2条 この要綱において「審議会等」とは、次の各号に定めるものとする。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法令 又は条例の定めるところにより市が設置する機関

学識経験者、識見を有する者、市民等の意見を聴取し市政運営に反映させることを目的に、個別の要綱等により市が設置する機関。ただし、次に掲げるものを除く。

- ア 市職員のみにより構成されているもの
- イ 関係機関との連絡調整を主たる活動内容として設置されているもの
- ウ 特定のイベントを実施するために組織する委員会等

(会議の公開の原則)

第3条 審議会等の会議は、次に掲げる場合を除き公開するものとする。

法令又は条例の規定により、会議が非公開とされている場合

西尾市情報公開条例(平成13年条例第20号)第7条各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合

会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(公開又は非公開の決定)

- 第4条 審議会等の会議の公開又は非公開(一部非公開を含む。以下同じ。)の決定は、前条に基づき、当該会議に諮って行うものとする。
- 2 審議会等は、会議を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければ ならない。

(会議開催の事前公表)

第5条 審議会等の会議を公開するときは、原則として当該会議の開催日の7日前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、会議の開催について急を要する場合やその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

会議の名称

開催日時

開催場所

議題

公開・非公開の別

非公開の理由(会議を一部非公開とした場合)

傍聴者の定員

その他必要な事項

(公開の方法等)

- 第6条 審議会等は、公開で行う会議の傍聴人の定数、傍聴に係る手続きをあらかじめ定めるものとする。
- 2 傍聴希望者は、所定の場所で自己の氏名等を傍聴受付票に記入しなければならない。
- 3 傍聴希望者があらかじめ定めた定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決定するものとする。ただし、審議会等が必要と認めるときは、抽選その他の方法によることができるものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

銃刀類その他危険なものを持っている者

酒気を帯びていると認められる者

張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を持っている者

笛、ラッパ、太鼓その他の楽器又は拡声器を持っている者

その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 静粛に傍聴することとし、拍手、私語等は発しないこと。

みだりに席を離れることなく又は他人に迷惑となる行為はしないこと。

会議の内容を録画、録音又は写真撮影しないこと。ただし、審議会等の長の許可を得たときは、この限りでない。

携帯電話等を使用しないこと。

飲食又は喫煙をしないこと。

その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

- 6 傍聴者に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に非公開情報が記載されている場合又は資料が相当量になる場合については、資料の全部又は一部を配布しないことができる。
- 7 公開した審議会の会議の結果等を公表するものとする。ただし、非公開情報は、この限りではない。

(公表の方法)

第7条 第5条及び前条第7項に規定する公表は、市のホームページへの掲載及び審議会等 の担当課の窓口での閲覧とする。

(その他)

- 第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
- 2 審議会等の会議の公開等について、法令又は条例の規定に特別の定めがあるときは、その定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に第5条の規定により公表する審議会等の会議から適用する。